

# くらし支える相談センターニュース 第8号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com 2013年5月15日発行

4月は20件の相談があり、5月に入ってもペースは落ちていません。インターネット検索でさがした方や、つながりのある団体からの紹介、チラシを見ての方など、相談センターが地域に根付いてきたと感じられます。

5月25日は、「暮らしと法律を結ぶホウネット」が総会を開催します。総会に対し、相談センターとしてのこれまでの相談活動のまとめと今後の方針案を提案します。相談センターへのご意見をお寄せください。



## <生活保護法の改悪に反対！>

5月10日、自民党の厚生労働部会で生活保護法の「改正法案」が了承されました。この「改正法案」には、生活困窮者を窓口で追い返す「水際作戦」を法制化・合法化させ、親族扶養を事実上、要件化させるという時代錯誤の内容が含まれています。

政府は今国会に提出する方針です。「改正法案」が成立・施行してしまえば、今でも低い生活保護の捕捉率がさらに下がり、餓死・孤立死が頻発しかねません。

反対の意見を集めましょう！

詳細は、生活保護問題対策全国会議のホームページをご覧ください。

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/>

## くらし支える相談センター

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営しています。

市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、センターと提携している専門の団体や個人の方々の方も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

### <無料法律相談も>

毎週金曜日13時30分～15時  
くらし支える相談センターにおいて  
事前予約制です。相談センターまで。

## <寄せられた相談の事例紹介>

### 【相談内容】

両親が他県在住で、兄、妹が仕送り。妹からの相談。

母、年金月7万円、要介護2で月14万円のグループホームに入居。父、年金月5万円、時々入院、持家に住む。兄が母の入居費6か月分と父に毎月1万円仕送り、妹は扶養家族でパート勤務し、父に毎月4万円の仕送り。

相談は、親への仕送りでの税金控除問題、このままでは兄弟とも生活が苦しくなる。抜本的な解決方法はないか。

### 【相談対応】

税、生活保護、介護など多面にわたる相談ということから、関係する相談員と連絡を取りながら、解決の道を検討、以下を相談者に伝える。

- (1) 父母（いずれも70歳以上）を兄、妹が一人ずつ同居外の老親扶養とする。
  - ① 兄が母を扶養にした場合、障害認定を役所から取り寄せ、老親扶養控除、障害者控除の確定申告を行う。
  - ② 妹の納税者が父を扶養した場合、老親扶養控除の夫の確定申告をする。
  - ③ 兄、妹の夫のいずれもサラリーマンであれば、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入するだけでよい。証明書の添付は必要ない。ただし、今回は年末調整が過ぎているので、確定申告を行うこと。この際扶養の証明など一切いらない。

(裏面へ)

(2) 抜本的な解決としては、父母を世帯分離し、生活保護受給者に。

- ①父、持家であるから、生活保護費、介護・医療の扶助費を受給。
- ②母、生活保護費＋住宅扶助、介護・医療扶助を受給。特養の入所申請をしながら、当面は、グループホーム入居費が生活保護基準の施設（内容はダウンするが探せばあるとのこと）を探す。

相談結果を兄と話し合う。まずは自分だけでも、故郷に行つて、役所に父母の生活保護を申し出てみる。

### < 相談センター研修会のお知らせ >

相談センターの第12回目の研修会を下記のとおり行います。地域で相談活動を行っている方も是非ご参加下さい。

日時 6月8日(土) 14時～16時  
 会場 コープくろかわ店2階集会室  
 テーマ 知ってトクするパンフの学習  
 講師 西村秀一さん 県社保協事務局次長

### < 相談センターのリーフ完成 >

相談センターの活動を紹介するカラーのリーフが出来上がりました。

地域の市民の皆さんに相談センターを知って頂くためにも是非ご活用願います。



< 相談センターのホームページ >  
<http://www.kurashi-soudan.info/>  
 < 相談センターのブログ >  
<http://ameblo.jp/kurashisoudan/>

### < センターの即対応力、さすが！ >

相談センターの電話が鳴りました。ソレ！と電話に出てみると、「こういう相談でもいいのでしょうか？」と遠慮がちな女性の声で、ご自分のニーズに合う引越先の物件やそれに伴う現住居の処分などについての相談とのことでした。「ハイ、ご希望に沿う答えが出せるかどうか分かりませんが、相談センターですから何でもお聞きしてできる限りお応えしたいと思います。どうぞおっしゃってください」と答えました。

そうは言っても少々面食らって、最初から「これは、どこか良い不動産屋さんを紹介するしかないよね」と、不動産屋の情報を探すために一旦電話を切ろうと内心結論を出していました。もう一人の当番のIさんが「じゃあ、ここを紹介したら？」と耳打ちしてくれたので、「これはラッキー！ととりあえず呼吸置いて打合せをしてから」と電話を切ろうとしたそのとき、このやりとりを別室(ぷらっとほーむ北部連絡所)のTさんが聞いて「話できるよお」と電話口に来てくれました。

そして、結局一度も電話を切ることなく、相談者の移転先希望に見合う情報も処分するつもりでの現住所の情報も、両方の現地の概況を知っているTさんの電話対応で次回相談日の設定など含めて具体的な話につなげることができたのです。「これなら頼りにしても大丈夫そう」と相手に思わせるよどみのない浪花節的な話法とあけっぴろげさで、相談して下さった方は「やっぱりハウネットに相談して良かった」1と安心したことでしよう。

いやぁ参りました！と脱帽です。でも、これはあくまでも例外の話ですね。こんな凸凹がピッタリはまるような話、滅多にある事例ではありません。

〔福島章子〕

**相談員を募集しています。  
 何かやりたいと思っている方。  
 気軽にご相談ください。**